

2016年9月開催 WSS 会議報告

ASBJ ディレクター かわにし まさひろ
川西 昌博

I. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、世界各国の会計基準設定主体との意見交換を目的とした世界会計基準設定主体（World Standard-Setters：WSS）会議を毎年1回開催している。2016年は9月26日及び27日の2日間、ロンドン市内の会場で開催され、世界中の会計基準設定主体から約100名が参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、小賀坂副委員長、

川西常勤委員、筆者の3名が出席した。

以下に会議の概要を報告するが、一部のセッションは同時進行で複数のセッションが開催されたため、断りのない限り、筆者が参加したセッションについてのみ概要を報告している。

II. 今回の会議の概要

今回の会議の議題は、次のとおりであった。

	議 題	担 当
2016年9月26日		
1	IASB 議長による挨拶	IASB 議長
2	2015年アジェンダ・コンサルテーション及び体制とその有効性に関する評議員会のレビュー	IASB スタッフ、 IFRS 財団スタッフ
3	IASB のテクニカル・プログラムの状況	IASB スタッフ
4	適用及び教育活動の状況	IASB スタッフ
5	グループ・ディスカッション •財務業績の報告に関するケーススタディ	IASB スタッフ、 各国会計基準設定主体代表者
6	選択方式の教育セッション •IFRS 第9号「金融商品」 •IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」 •IFRS 第16号「リース」 •保険契約	IASB スタッフ 同上 同上 同上

	<ul style="list-style-type: none"> • 中小企業向け IFRS • 翻訳・適用・著作権チームによるプレゼンテーション 	同上 IFRS 財団スタッフ
2016年9月27日		
7	グループ・ディスカッションのフィードバック • 財務業績の報告に関するケーススタディ	IASB スタッフ、 各国会計基準設定主体代表者
8	グループ・ディスカッション及びそのフィードバック • 概念フレームワーク（資産及び負債の定義）	IASB スタッフ、 各国会計基準設定主体代表者 ¹
9	各法域の会計基準設定主体との協働	IASB スタッフ

1. IASB 議長による挨拶

会議の冒頭に、フーガーホースト IASB 議長から、先日亡くなった IASB 国際活動担当ディレクター及び IFRS 解釈指針委員会議長のアプトン氏について言及があり、アプトン氏を偲んで黙祷が行われた。

フーガーホースト IASB 議長からは、ここ 1 年間の IASB の動向、今後の IASB の計画、各法域の会計基準設定主体との協働についてスピーチが行われた。ここ 1 年間の IASB の動向については、IFRS 第 16 号「リース」の公表やその導入支援作業、IFRS 第 9 号「金融商品」の減損や IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関する移行リソース・グループの活動、保険契約の基準開発、投資家との対話等により多忙であったことが説明された。また、日本の IFRS 任意適用企業が増加していることや、中国、インド、サウジアラビアにおける IFRS 全面適用に向けた状況の進展が説明され、IFRS の適用が拡大していることが説明された。

今後の IASB の計画については、最優先事項として概念フレームワークと保険契約基準の最終化に注力することが説明され、2015 年ア

ジェンダ・コンサルテーションにおいて今後の課題とされた「コミュニケーションの改善」については、主に基本財務諸表、開示に関する取組み、デジタル報告、非財務報告といったプロジェクトに取り組むことが説明された。

各法域の会計基準設定主体との協働については、WSS、会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS)、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) のメンバーや、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) を含む各地域グループと、リサーチ・プログラム等について、今後どのように協働していくのかについて検討していることが説明された。

2. 2015 年アジェンダ・コンサルテーション及び体制とその有効性に関する評議員会のレビュー

本セッションでは、IASB のテクニカル・ディレクターのクラーク氏ほかから、2015 年アジェンダ・コンサルテーションの審議状況について説明があった²。2015 年アジェンダ・コンサルテーションの結果、IASB の作業計画を設定するにあたって基礎となるテーマとして、

1 ASBJ からは、川西常勤委員が概念フレームワークに関するグループ・ディスカッションにおけるグループの 1 つについて議長役を務めた。

2 本セッション以降では、会議出席者の積極的な参加を促すため、投票ボタンが各人に配付され、二択から四択の質問に対して、会議出席者がボタンで回答し、その回答が即時に集計されてスクリーンに表示されるシステムが採用されており、その回答結果の一部を本報告に記載している。

概念フレームワーク及び保険契約基準の最終化、「コミュニケーションの改善」の促進、適用活動への注力、より焦点を絞ったリサーチ・プログラムの必要性の4つが識別されたことが説明された。なお、アジェンダ・コンサルテーションの間隔は3年から5年へと延長されたが、次回のアジェンダ・コンサルテーションまでIASBが取り組むアジェンダを修正しないということではなく、必要に応じてアジェンダを修正することが強調された。2015年アジェンダ・コンサルテーションについては、2016年中にフィードバック・ステートメントを公表する予定である。

また、リサーチ・プログラムについては、適時に検討が進むように、取り扱うプロジェクトを限定することが説明された。なお、2015年アジェンダ・コンサルテーションの結果、2017年から2021年まで取り組む予定のリサーチ・プロジェクトは次表のとおりである。

プロジェクトの種類	プロジェクト名
アクティブなりサーチ・プロジェクト (現在から継続的に2017年初めにおいてもアクティブなものとして取り扱われるプロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> 開示に関する取組み 基本財務諸表 共通支配下の企業結合 動的リスク管理 資本の特徴を有する金融商品 のれん及び減損 なお、株式に基づく報酬と割引率については、実質的に2016年末までに完了する予定である。
リサーチ・パイプライン (2017年から2021年までの間の一定の時点において開始又は再開されアクティブになるプロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> 持分法 採掘活動 排出物価格設定メカニズム 引当金 変動対価及び条件付対価 以下は、限定的な修正の開発に関する実行可能性の調査を行うものである。 <ul style="list-style-type: none"> 高インフレ 退職後給付（資産のリターン

に応じて決まる給付) ・子会社である中小企業

次に、IFRS財団のエグゼクティブ・ディレクターのアルモグ氏から、体制とその有効性に関する評議員会のレビューの検討状況について説明があった。当該レビューの結果、多くの回答者からIASBは営利企業の会計基準に注力すべきとの意見が寄せられたため、公的セクターの企業及び非営利組織の会計基準に業務範囲を拡大しないことが確認された。また、より広範囲の企業報告には一定の協力を行い、IFRSタクソノミへの関与を強化することが決定された。IFRSの首尾一貫した適用については、規制当局や各法域の会計基準設定主体との協働が強調された。

また、評議員及びIASBのボードメンバーの構成については、資金拠出に直接連動しないことや、従来の地理的配分を見直し、IASBのボードメンバーの定数を13名に削減（ただし14名も可能）することが提案された旨の説明があった。WSSの参加者からは、IASBのボードメンバーの数を増やした方が良いのではないかというコメントがあったが、IASBには予算の制約があることと、IASBのボードメンバーは各法域を代表しているわけではないが、IASBとしては、さまざまな利害関係者とのアウトリーチ等を積極的に行っているため、各法域の意見を把握できており、従来の人数より効率的な意見交換ができていていることが説明された。

3. IASBのテクニカル・プログラムの状況

本セッションでは、IASBのエグゼクティブ・テクニカル・ディレクターのシールズ氏から、IASBのテクニカル・プログラムの状況について説明があった。新しいテーマである「コミュニケーションの改善」に関するテクニカ

ル・プログラムとして、主に基本財務諸表、開示原則や重要性を含む開示に関する取組み、IFRS タクソノミといったものがあり、基本財務諸表については、表示項目の分解、小計、代替的業績指標といった財務業績の計算書の構成及び内容について優先的に取り組む予定であることが説明された。開示原則については、IASB による開示の要求事項の設定を支援すること及び開示に関する作成者の判断をより良いものとするのが目的であり、開示に関する全体的な原則と個別の論点を記述したディスカッション・ペーパーが2016年末までに公表予定であることが説明された。また、当該ディスカッション・ペーパーへのフィードバックに対する審議を経て、新しい開示基準を策定するか、現行の開示基準であるIAS第1号「財務諸表の表示」を改訂することを目標とし、開示に関する基準レベルの見直しも行う予定であることが説明された。IFRS タクソノミについては、内容を更新するとともに、IFRS タクソノミの作成に関するデュー・プロセスを改訂し、企業固有の開示について検討することが説明された。

さらに、最優先プロジェクトとして、概念フレームワークの改訂と保険契約基準を2017年初旬に最終化することが説明された。また、今後発効する重要な基準として、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS第16号「リース」について簡単な説明がなされた。

WSSの参加者からは、「コミュニケーションの改善」による会計基準の目指すべき方向性は、原則主義なのか、又はIFRSタクソノミの性質から考えられる細則主義なのかという質問があったが、IFRSタクソノミにおける検討において、この点について議論しているということが説明された。

4. 適用及び教育活動の状況

本セッションでは、IASBの適用・導入活動担当ディレクターのリーズ氏ほかより、IASBの適用活動及び教育活動の状況について説明があった。適用活動には、新しい基準に対する導入支援活動と既存の基準に対する維持管理活動があり、導入支援活動としては、最近公表された基準(IFRS第9号、IFRS第15号、IFRS第16号)に対する移行リソース・グループやウェブキャストなどが紹介され、維持管理活動としては、解釈指針を含むいくつかの基準の修正提案の公表などが紹介された。多くのWSSの参加者は、導入支援活動と維持管理活動に対するIASBの関与が概ね適切であるとの意見であった。

適用後レビューについては、IFRS第13号「公正価値測定」について2016年中に検討を開始し、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」について2017年に検討を開始することが予定されている。さらに、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」についても適用後レビューが予定されていることが説明された。また、IFRSの首尾一貫した適用を促進するための継続的な対話として、WSS、IFASS、ASAFや、証券監督者国際機構(IOSCO)や欧州証券市場監督機構(ESMA)といった規制当局との協働を重視していることが説明された。

教育活動については、導入支援のために、フレームワークを基礎とした研修を含む教育者に対する支援活動、会議・ワークショップの開催、継続的な研修プログラム、出版活動の概要が説明された。

5. 選択方式の教育セッション

本教育セッションでは、IFRS第9号「金融

商品」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第 16 号「リース」、保険契約、中小企業向け IFRS、翻訳・適用・著作権チームによるプレゼンテーションのセッションについて、それぞれのグループに分かれて議論が行われ、筆者は IFRS 第 15 号と IFRS 第 16 号のセッションに参加した。

IFRS 第 15 号のセッションにおいては、IASB スタッフから、移行リソース・グループの活動状況及び当該活動を受けて 2016 年 4 月に公表された「IFRS 第 15 号の明確化」の概要及び米国財務会計基準審議会（FASB）が公表した基準との差異が説明され、既存の取引を改めて IFRS 第 15 号の 5 ステップに基づいて見直すべきということや、企業固有の開示が必要になること、発効日まではそれほど時間がないということが強調された。

また、IFRS 第 16 号のセッションにおいては、IASB スタッフから、2016 年 1 月に公表された IFRS 第 16 号が現行の IAS 第 17 号「リース」とどのような点が異なるのかについて、IAS 第 17 号から大きく変わるリースの借手の会計処理（認識の免除規定を含む）及び開示を中心に説明があった。

6. 財務業績の報告に関するケーススタディ

IASB は基本財務諸表プロジェクトに取り組んでおり、そのプロジェクトの範囲を検討しているところであるが、当該プロジェクトにおいては、営業利益（Operating profit）を定義することが可能かどうかについて検討されている。IFRS では、IAS 第 1 号により、営業利益の小計を表示することは要求されていないものの、企業の財務業績の理解に関連性がある場合

には、追加的に小計を表示することが要求されていることから、多くの企業が営業利益の小計を表示しており、投資家も営業利益を分析対象としている。

本セッションでは、製造業の企業のケーススタディを用いて、営業利益の主な特徴及び営業利益にどのような事象³が含まれるのかについてグループ・ディスカッションが行われ、その後、各グループから次のようなフィードバックがあった。

- 多くの WSS の参加者が、営業利益について IASB が検討することを支持し、営業利益は厳格に定義されるよりも、原則主義に基づき経営者の判断が要求される小計とすべきであるということをサポートした。
- 営業利益については、①包括的な業績指標を示すもの、②中核となる事業モデルの業績指標を示すもの、③予測価値を高めるものといった目的が考えられるが、多くの WSS の参加者が②を支持した。
- 営業利益に含まれる項目の性質としては、①財務活動及び投資活動とは異なるもの、②中核事業から生じるもの、③経常的なもの、④経営者が管理可能なものといったものが考えられるが、この中で 1 つを選択する場合には、②を支持した WSS の参加者が比較的多かった。
- 多くの WSS の参加者が、企業の業績を示すためには、営業利益という単一の小計だけではなく、複数の小計が必要になると考えていた。
- 経営者がどのように判断して小計を示しているかを説明することが重要であるというコメントが示された。

3 本セッションで議論の対象となった事象は、固定資産の売却益、工場からの原油流出に伴う対応コスト、のれん、棚卸資産、固定資産の減損損失、リストラ費用、在外子会社の売却による損失、共同支配企業から分配された利益、IAS 第 19 号「従業員給付」に基づき確定給付制度において純損益に認識される金額、為替差損益、先渡契約の公正価値変動であった。

ケーススタディにおける個別の事象が営業利益の構成要素となるのかということについては、各グループから次のようなフィードバックがあった。

- 固定資産売却益が営業利益の構成要素となるかどうかについては、WSSの参加者の中で意見が分かれ、固定資産の内容によるというコメントや、実質的に減価償却費のキャッチ・アップとなる場合があるとのコメントが示された。
- 工場からの原油流出に伴う対応コストについては、WSSの参加者の多くが、一回限りで中核的な活動ではない事象によるものであるため、営業利益の構成要素にはならないと考えていたが、投資家のニーズに応えるためには複数の小計が必要であるとのコメントが示された。
- 在外子会社の売却による損失のうち為替差額相当分については、営業利益の構成要素となるかどうかについてWSSの参加者の中で意見が分かれた。
- 確定給付制度において純損益に認識される金額のうち確定給付負債の純額に係る利息純額については、営業利益の構成要素となるかどうかについてWSSの参加者の中で意見が分かれ、財務費用の表示方法との関連性を指摘するコメントが示された。

7. 概念フレームワーク(資産及び負債の定義)

IASBは概念フレームワークの改訂プロジェクトとして、2015年5月に公開草案を公表し、市場関係者からのフィードバックに基づき再審

議を行っているが、フィードバックとして、IASBは改訂される資産及び負債の定義の堅牢性及び潜在的な影響を検討すべきであるとの意見が寄せられていた。

本セッションでは、設例を用いて、当該設例における事象⁴が提案されている資産又は負債の定義を満たすのかについてグループ・ディスカッションが行われ、その後、各グループからフィードバックがあった。なお、ASBJからは、川西常勤委員が1つのグループの議長として、当該グループのメンバーからの意見の取りまとめを行った。フィードバックとして各グループの中でもさまざまな意見があり、当初IASBスタッフが想定していた回答とは異なる回答もあったが、IASBスタッフによると、次のような気付き事項があり、今後の再審議で検討することとなった。

- 資産又は負債の定義を満たすということと、資産又は負債を認識するということが異なることであることはWSSの参加者に認識されていた。
- 提案されている負債の定義における「過去の事象の結果として生じる」という要件の意味が、WSSの参加者の一部には理解されていなかった。
- 裁判のようなケースにおいては、存在の不確実性が論点となるが、WSSの参加者の一部にその考え方が十分には理解されていなかった。
- 「移転を回避する実際上の能力」の意味が、WSSの参加者の一部には理解されていなかった。

4 本セッションで議論の対象となった事象は、資産については、製造プロセス、集合的な労働力、固定価格でコモディティを購入するオプション、共同支配する不動産、繰延税金資産（未使用の税務上の欠損金）、負債については、製品保証、汚染された土地に対する推定的債務、裁判、長期勤続休暇、賦課金（2期間に収益を生み出す場合に発生するもの、報告期間末日に営業する場合に発生するもの、一定の金額を超える収益を生み出す場合に発生するもの）、リストラ費用（従業員解雇給付、関連する弁護士報酬）、排煙濾過装置の設置を要求する法規制、改修費用、繰延税金負債（税務上益金となる前に認識する収益、費用を認識する前に税務上損金となるもの）、競業禁止契約、政府補助金であった。

8. 各法域の会計基準設定主体との協働

本セッションでは、IASB スタッフのサンソム氏より、IASB と各法域の会計基準設定主体（地域グループを含む）との協働について説明があった。IASB が各法域の会計基準設定主体との有効な関係を維持し発展させることは、公益に資するように、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発するという IFRS 財団の戦略目標を支援することとなり、IASB としては、次の3つが目標として考えられるとの説明があった。

- 各法域の会計基準設定主体との有効な関係及びコミュニケーションの維持
- 各法域の会計基準設定主体による IFRS の首尾一貫した適用の推進
- テクニカル・ワーク・プログラムについての各法域の会計基準設定主体との協働
各法域の会計基準設定主体との有効な関係及

びコミュニケーションの維持については、IASB スタッフに担当が割り当てられていることや、IASB のウェブサイトにおいてさまざまな情報を共有しており、また各法域の会計基準設定主体向けのウェブキャストの準備を検討していることが説明された。

IFRS の首尾一貫した適用の推進については、各法域の会計基準設定主体が緊急的な問題の把握において重要な役割を果たすことや、各法域におけるガイダンスの公表を限定して、IASB が各法域の会計基準設定主体と協働するプロセスが重要であることが説明された。

テクニカル・ワーク・プログラムについての各法域の会計基準設定主体との協働については、アウトリーチやリサーチ活動における協働や、会計基準設定主体が実施した作業、関係者の見解、分析及び提案が明瞭に記載された効果的なコメントレーターによるコミュニケーションが重要であるということが説明された。